

○砺波市入札心得（電子入札）

令和5年3月14日
訓令第2号

（趣旨）

第1条 市が発注する建設工事、委託業務及び物品の購入の契約に係る競争入札（電子入札）を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、砺波市契約規則（平成16年砺波市規則第34号）その他法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（入札等）

第2条 入札参加者は、この訓令、設計図書、仕様書及び入札公告又は指名通知書を熟覧し、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾の上、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札公告又は指名通知で定める日までに関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、所要の事項を明記し、有効な電子署名を付したうえで、電子入札システムにより提出しなければならない。

3 建設工事の入札参加者は、入札価格の積算内訳書を電子入札システムにより提出しなければならない。

4 入札参加者は、一旦提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができない。

5 指定した時刻までに入札書を提出しなかった場合は、棄権したものとする。

6 代理人による入札は認めないものとする。

（入札の辞退）

第3条 指名を受けた者は、入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札書提出期限までに、入札辞退届を電子入札システムにより提出し、又は財政課に直接持参して行う。

3 入札辞退届は、辞退理由を具体的に明記するものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 指名競争入札を行う場合は、入札の辞退により、入札参加者が1人になったときは、入札執行を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、電子証明書を不正に使用してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することができる。

- 2 電子入札システムの障害、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 有効な電子署名のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 予定価格が事前公表されている入札において、予定価格を超える金額が記載された入札
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札
- (6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (7) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この訓令に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、電子入札システム上において行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留する。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、電子くじにより落札者を決定する。

(再度入札等)

第9条 開札を行った場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、速やかに再度の入札を行う。ただし、予定価格が事前公表されている入札は、再度の入札は行わない。

2 第6条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札に再度参加することはできない。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定した日から起算して7日（休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約保証を付さない契約にあつては、5日（休日を除く。）以内に契約を締結するものとする。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約金額が500万円以上の建設工事については、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、若しくは提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(異議の申立て)

第12条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。